

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条の
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定申請について（訪問看護）

〔申請手続き〕

① 必要書類

◎申請書（第三号様式）

◎従事する職員の定数（別紙1）

◎健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）の指定通知書の写し

② 申請書提出先（郵送可）

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県障害者福祉推進課障害保健福祉推進班（TEL 043-223-2340）

③ 指定

審査基準に合致している場合は、審査の後指定を決定し、決定日の翌月の1日付けで指定となります。

〔指定要件〕

- ① 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成18年厚生労働省告示第65号、以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。
- ② 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。
- ③ 原則として現に育成医療・更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

〔書類作成上の注意事項〕

◎申請書に記載する訪問看護ステーション等の名称は略さず正式名称で記載すること。

(参考)

更生医療の訪問看護事業について

医療保険各法で在宅医療等が療養の給付として明確に位置づけられた(※平成6年10月1日施行)に伴い、訪問看護が更生医療の給付対象とされました。

給付の対象となるのは、指定医療機関である病院・診療所に少なくとも月に1度通院し、医師の診断を受け、それに基づき交付される指示書により指定訪問看護ステーションで行われるものとなります。

更生医療の給付対象となる医療は、障害の除去・軽減を目的に行われるものに限られるので、訪問看護事業として受けられる内容も限られたものとなります。

例えば、脳血管障害者等が在宅で指導を受けることにより社会的自立が促進される場合に、期間を定めて理学療法、作業療法を行う場合等で、肢体不自由の寝たきり障害者が単純な看護目的で利用する場合などは対象になりません。

○ 介護保険の施行に伴う更生医療の給付の取り扱いについて(平成12年3月31日付け事務連絡、厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課医療第2係長発)(抜粋)

1 費用負担

(略)

2 給付範囲

更生医療の給付は、身体障害者の機能障害の除去、又は軽減のために必要な医療であり、介護保険制度の実施後も給付範囲に変更はないこと。

したがって、指定医療機関において本給付の対象となる医療が行われているか、又は行われる予定であり、その治療の一環として介護保険法に基づく医療系サービスが必要であると認められた場合のみが対象となる。

なお、介護保険の医療系サービスのうち更生医療の給付の対象となり得るサービスの例を示すと以下のとおりであるが、適用にあたっては、障害種別ごとの特性等を十分勘案のうえ、個々の状況に応じて取り扱われたいこと。

(1) 訪問看護

(略)

対象者は、例えば、在宅腹膜透析患者、在宅中心静脈栄養実施者等で、訪問看護が必要と指定医療機関の担当医師が認めた者であること。

(略)

(2) 訪問(通所)リハビリテーション

(略)

対象者は、例えば、脳血管障害等による肢体不自由の障害者で、指定医療機関の担当医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士の行う訓練により機能障害の回復が見込まれるものであること。